

- 平成 28 年 12 月 14 日に「官民データ活用推進基本法」が公布、施行され、政府は同法第8条を受けて、平成 29 年5月 30 日に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定した。

官民データ活用推進基本法において、都道府県では、「都道府県官民データ活用推進計画」の策定が義務付けられる一方、市町村(特別区を含む。)に対しては、「市町村官民データ活用推進計画」の策定が努力義務とされており、それらを受けて、政府は同年 10 月 10 日に地方公共団体において「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」を公開した。この手引で示された、地方公共団体における取組を 5 つ挙げなさい。

(模範解答)

- ・ 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)
- ・ 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)
- ・ 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用)
- ・ 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバイド対策等)
- ・ 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準化、デジタル化、システム改革、BPR)

- 和歌山県では、令和 2 年 3 月に「和歌山県官民データ利活用推進計画」を策定し県HPで公開した。

「和歌山県官民データ利活用推進計画」において、官民データ利活用の推進に係る個別施策として定めた取組内容を 8 つ挙げなさい。

(模範解答)

- ・ 行政手続のオンライン化の推進
- ・ 庁内データのオープンデータ化推進
- ・ 庁内で保有する行政情報の共有化
- ・ マイナンバーカードの取得促進
- ・ 県有施設へのフリーWi-Fiの設置拡大
- ・ 携帯電話等のエリア整備及び5G等環境の整備促進
- ・ 市町村の自治体クラウド推進
- ・ 情報システムの標準化推進